

**組合Q & A**

**協同組合連合会への他の法律に基づく協同組合の加入について**

Q1 協同組合連合会に加入することができるとなっている中協法以外の法律に基づく協同組合にはどのようなものがあるのか。

「A」協同組合連合会の会員たる資格を有する者については、中協法第8条第5項で、連合会の地区と全く同一であるか又はその区域内の一部のみを地区として、①中協法に基づいて設立された組合（企業組合を除く）及び連合会並びに②他の法律に基づいて設立された協同組合とされ、定款に組合の種類を具体的に規定しておくことが必要である。つまり、①は事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会を指し、②はその名称中に「協同組合」という文字を使用すると否とを問わず、およそ中小規模の事業者等構成員の相互扶助を目的とし、協同組合精神に基づき設立された組合及び連合会を指すもので、塩業組合、森林組合、消費生活協同組合、農業協同組合及びそれらの連合会がある。

一方、中団法に基づく協業組合、商工組合や、酒税の保全及び酒類組合等に関する法律に基づく酒造組合、酒販組合等は、協同組合と本質的に性格を異にしており、協同組合ではないから会員資格に含めることはできない。また、商店街振興組合についても、中小規模の事業者のみが加入できることとなっていないので、加入資格はないものと解される。なお、水産業協同組合法に基づく漁業生産組合及び森林組合法に基づく森林生産組合は、企業組合とほとんど同様の性格を有する組合であり、企業組合については会社等と同様にそれぞれが一個の企業体であり、事業協同組合のように事業者の結合体ではないことから連合会の直接加入を認めていない趣旨からすれば、これらの組合も同様に連合会への直接加入を認めるべきではないと解する。

2 中協法に基づく協同組合連合会には、その行う事業の種類により、次の3つの種類に区分される。  
 (1) 火災共済協同組合連合会：再共済事業を行うために火災共済協同組合で組織する連合体であり、中協法第26条の2の規定により、火災共済協同組合以外の前掲各種組合に

は会員資格を与えることができな  
 い。また、この連合会は全国を通じて1つしか設立できない。

(2) 信用協同組合連合会：連合会自体の事業として信用事業のみを行う連合会である。法律解釈上では信用協同組合で組織する連合会という意味ではないので、信用協同組合以外の組合も、連合会の定款の加入資格として規定されていれば加入することができる。

(3) ①及び②以外の協同組合連合会：連合会の事業として再共済事業、信用事業以外の一般の経済事業又は非経済事業あるいはその両事業を行う連合会であり、事業協同組合で組織する連合会という意味ではないので、連合会の定款の会員資格として規定されていれば、事業協同組合以外の前掲各種組合も加入することができる。

なお、上記2の(2)及び(3)の連合会の加入資格で「前掲各種組合」とは、答1で説明した中協法の趣旨に沿わない組合まで含める意味ではないので念のため申し添える。

**組合事業の範囲について**

Q2 次のような行為は、組合の行為として行うことができるか。

例1 林道の除雪作業を組合事業として実施している林業の組合が、村からの依頼で道路の除雪作業を実施

例2 商店街組合が構築している商店情報ネットワークを、当該地域在住老人等の緊急・救急通報システムとして活用

「A」労働奉仕、祭事、寄付等の行為は、組合が一つの社会的存在として当然行い得る行為であると解され、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

なお、以下の事例については、原則として組合事業の範囲内であると考えられる。

1. 組合員の事業と何らかの関連性を有する場合  
 ① 従来、自動車部品の共同仕入を行っていた自動車整備業の組合が、新規に販売のための車両の共同仕入を実施する。

② 従来、寝具乾燥の共同受注を行っていた寝具衛生加工業の組合が、新規に入浴サービスを実施する。

③ 採石業の組合が、採石によりできる池を利用して養殖を実施する。

④ 従来、呉服の共同仕入を行っていた呉服小売業の組合が、新規に毛皮コート及び宝石の共同仕入を実施す

# ■ 組合Q & A

る。

⑤ 従来、文具の共同仕入を行っていた文具小売業の組合が、新規に名刺の共同印刷を実施する。

⑥ 理容業の組合が、美容業で行うデザインパーマや新サービスの提供をめぐりアンテナショップを設置する。

2. 社会的存在である法人として当然行い得る行為

① 林業及び木製品製造業の組合が、村から道路の除雪事業を受託する。

② 商店街組合が、町からゴミ収集車3両を無償で貸借し、町内のゴミ収集及び焼却場までの運搬業務を受託する。

③ 地域異業種組合が、市から公園の清掃管理及び自販機の設置・管理を受託する。

④ 組合が地域おこしのための祭事等を実施する。

また、以下の事例については、組合事業の範囲を逸脱するおそれがあると考えられる。

① 製造業の組合が、新たに土地を購入して駐車場を設営する。

② 製造業の組合が、組合事業の停滞を打破するため、観光ホテル等レジャー施設を設営する。

③ 商店街組合が、自己の地域と無関係の遠方のゴミ収集事業を実施す

る。

④ 卸団地組合が敷地内にビルを建設し、賃貸マンションを経営する。

## 脱退組合員の持分債権の保全処分について

Q3 II 組合員Bの倒産によりその債権者Aより組合宛に債務者であるBの持分の支払停止命令(裁判所より)をしてきた。

そのため、組合は、当年末決算において持分算出をしたが、支払を中止し、現在組合にて保管しているが、その処置を如何にすべきか、次の点をご指導頂きたい。

(1) 債務者Bの持分払戻請求権は、仮差押えのため、中協法第21条(時効)には該当しないものと思われるかどうか。

(2) 仮に組合が、この差押え該当持分を組合外に処分するためにはどのような手続が必要か。

「A」(1) 組合に対してなされた保全処分(仮差押)は法定手続に従い有効に執行(処分決定の送達)がなされたものであるから、この場合、組合は供託等による持分払戻金の組合外への処分の道はない。したがって、債権者AがBとの間の本訴を提起して、転付命令又は取立命令を

得て直接請求してくるか、また債務者Bが仮差押を取り消して組合に請求してくるのを待つよりほか、他に方法はないと考える。なぜなら、組合は持分払戻金を保管することにつき何等の不利を受けられるものではなく当該仮差押に及んだAB間の訴訟上の当事者たる資格を有しているからである。

2 債権者Aが仮差押をしたことが、民法にいう時効中断事由に該当するかどうかについては、学説、判例に争いがあり、判例は債務者Bの有する第三債務者(組合)に対する債権をその債権者Aが差し押えてもその債権(持分払戻請求権)の消滅時効の進行はそれによって中断しないものとしており、したがって、この場合には仮差押のあるしにかかわらず2年で時効が完成することになる。

学説は判例の立場に反対で、この場合の差押えも債権消滅時効の中断事由になるとするのが一般で、この場合は、請求権は時効にかかわらず、依然存在することになる。

## 法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q4 II 組合員Aは、○年12月2日組

合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

「A」脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

## 公正取引委員会への届け出について

Q5 II 中協法第7条第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数力所に支店をもつ石油販売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届出は、本店所在地の組合のみでよいか。

「A」中協法第7条第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであって、組合員が他の組合に重複加入している場合でもそれぞれ加入している組合に届出義務がある。